

# 上天草市介護用品支給事業について

本事業は被介護者を在宅で介護している家族等（介護者）の負担軽減のため、介護用品を支給する事業です。

## 1 支給要件

- 次の①②③すべてに該当
  - ①要介護認定で要介護3・4・5の被介護者を在宅で介護している家族等
  - ②被介護者及び家族等（介護者）がともに上天草市の住民基本台帳に記録されており、市民税非課税世帯の方  
※在宅とは、介護者又は被介護者の自宅をいい、グループホーム、有料老人ホーム等を除きます
  - ③要介護認定における認定調査票の「排尿」「排便」の項目において、「見守り等」「一部介助」「全介助」に該当する被介護者  
※別紙「支給要件確認シート」にて、必要性の確認を行います

## 2 用品の支給額

- 月額6,250円に相当する分を上限として支給します。  
※最大3か月分までまとめて申請可能です。ただし、6月に新年度の課税が確定するので、6月以降は新たに課税状況を確認する必要があることから、4～6月分をまとめての申請はできません（4～5月で申請し、6月以降は3ヶ月分の申請可）。また、年度をまたぐ複数月申請はできません。

## 3 申請方法

- 上天草市地域支援事業サービス利用申請書（様式第2号）に注文書を添付して申請してください。
- 支給要件確認シート（別紙）については、新規利用者、年度最初の申請時（継続者）に添付してください。  
※担当介護支援専門員が在宅で介護していることの確認を行いますので、申請書一式の提出は介護支援専門員が行ってください。

## 4 給付方法

- 担当課より、注文書にある事業所宛に給付券と注文書を送付します。注文書の介護用品が事業所より配達されます。

裏面へ

**\* 受給資格を喪失するとき \***

下記要件に該当する場合は、高齢者ふれあい課地域包括支援係まで届け出てください。

- 要介護認定で、要介護2、要介護1、要支援、非該当となった
- 上天草市外へ転出、又は死亡した
- 課税世帯になった
- 入院、入所して在宅ではなくなった
- 排せ要件に該当しなくなった

ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

上天草市高齢者ふれあい課 地域包括支援係 0969-28-3373